

婚姻届

年 月 日届出

広島県東広島市長殿

受理	年 月 日	発送	年 月 日
第	号	広島県東広島市長 印	
送付	年 月 日		
第	号		

書類調査	調査票	住民票	住所 地知 通	届書送付	附票入力	見出入力	戸籍 記 載	新戸籍 力	記 載 調 査
(よみかた)		夫 になる 人			妻 になる 人				
(1) 氏 名	この 氏	ぎたろう 名	おつの 氏		うめこ 名				
生 年 月 日	甲野	義太郎	乙野		梅子				
(2) 住 所	東京都杉並区清水町1丁目			京都市上京区小山初音町					
(住 民 登 録 を し て い る と こ ろ)	283番地 番 号			18番地 番 号					
方書	清水マンション5号室			初音ハイツ12号室					
世帯主 の氏名	甲野幸雄			乙野忠治					
(3) 本 籍	東京都千代田区平河町			京都市上京区小山初音町					
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	1丁目4番地 番			18番地 番					
筆頭者 の氏名	甲野幸雄			乙野忠治					
父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄	父	甲野幸雄	続 き 柄	父	乙野忠治	続 き 柄			
(他の養父母はそ 他の欄に書いて ください)	母	松子	長 男	母	春子	長 女			
(4) 婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍 (左の☑の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 東京都千代田区平河町1丁目4番地番							
(5) 同居を始めた とき	令和 元 年 5 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)								
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)				<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)				
(7) 同居を始める 前の夫婦のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人 から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年 未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯								
(8) 夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業								
夫	その 他								
妻	届 出 人 夫 甲野 義太郎 (印)				妻 乙野 梅子 (印)				
使 確 認 通 知	署 名 押 印								
免 旅 要 不	事 件 簿 番 号								

字は略さず丁寧に書いて下さい。

記入の注意 東広島市に届けるときは、1通で結構です。

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出してください(役場が相当と認めるときは、1通で足りることもあります。)

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証 人	
署 名 印	乙川 孝助 (印) 丙山 竹子 (印)
生 年 月 日	昭和 34年 4月 14日 昭和 38年 6月 8日
住 所	東京都中野区野方1丁目 東京都世田谷区若林4丁目
	34番地 1号 31番地 18号
方書	中野アパート7号室 コーポ若林A-2
本 籍	東京都杉並区清水町 東京都世田谷区若林
	1丁目52番地 番 4丁目31番地 番

- 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。養父母についても同じように書いてください。
- □には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。
- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

署名は必ず自分(夫、妻、証人2名)でしてください。
夫、妻の印鑑は持ってきてください。
(必ず朱肉で押せる印鑑)

未成年者が婚姻するときは、父母(養子の場合は養父母)の同意書が必要です。
証人は必ず二名必要です。(婚姻する者が、成年、未成年に関係ありません。)
印鑑は必ず自分のものを押してください。(親子、夫妻でも同じ印鑑はつかえません。)
届出人が外国人の場合は、本国の婚姻要件具備証明書等が必要となります。

住所を定めた年月日	
夫	年 月 日
妻	年 月 日

連絡先	電話 (082) 411 1111 番
	自宅・勤務先・呼出 方

